

転系について

【下記は、学籍番号 **17B～25B** の学生で系所属している者が対象】

既に系に所属している学生が転系を希望する場合の規程・手続きは以下のとおりです。

系所属実施要項

第4条 現に系に所属している者（以下「系所属学生」という。）で、転系を希望する者（以下「転系希望者」という。）は、所属する系の主任を経て学院の長（以下「学院長」という。）に願い出ることができる。

1. 系所属実施要項第4条第2項による転系（再度の系所属による転系）

- 2 学院長は、前項の願い出を適当と認めた場合は、当該転系希望者が、本学に入学後、系所属するまでの間に所属した類・学院にあるものとし、前条の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 前項の転系希望者が類内・学院内系所属又は類外・学院外系所属の選考の結果、志望する系に所属できなかった場合は、当該転系希望の願い出を行った際に所属していた系に引き続き所属するものとする。

【転系の時期】翌年度4月1日

【概要】転系希望者が入学時の類・学院に所属しているものとして、再度の系所属を行うものです。17B～25B 学生と 26B 以降の学生を合わせ成績上位者から順に、系所属の振り分けを行います。

希望する学生は所定の時期までに所属している系主任の確認を得た上で、『転系志望願』を教務課へ提出する必要があります。

日程等の詳細は別途HPに掲載します。(1 月下旬頃が提出締切となる予定)

※不明な点は、教務課学務グループにお問い合わせください。

2. 系所属実施要項第4条第4項による転系（審査による転系）

- 4 転系希望者は、転系を志望する系における受入れ及び当該系を置く学院の収容定員に特に余裕が有り、かつ、当該志望する系を置く学院及び当該転系希望者が所属する学院の教授会において当該転系希望者の学修状況等を審査の上、許可した場合は、第2項の規定にかかわらず転系できるものとする。

【転系の時期】翌年度4月1日または9月の後期開始日

【概要】事前に所属する系の主任、及び転系を希望する系の主任に相談し、それぞれ、学修状況に関する条件を確認するなど必要な指導を受けた上で、前期から転系したい場合は前年の **12月28日** まで、後期から転系したい場合は **5月31日** までに、両系主任に転系希望の意思を申し出る必要があります。

その後の手続きや必要書類については、3ページ目を確認して下さい。

※ 理学院、工学院、情報理工学院及び環境・社会理工学院においては収容定員に余裕がないため、理学院に属する数学系、物理学系、化学系及び地球惑星科学系、工学院に属する機械系、システム制御系、電気電子系、情報通信系及び経営工学系、情報理工学院に属する数理・計算科学系及び情報工学系、並びに環境・社会理工学院に属する建築学系、土木・環境工学系及び融合理工学系には、他の学院に属する系に所属する者が、系所属実施要項第4条第4項による転系により転系することはできません。

例1) 現在、生命理工学院生命理工学系に所属する者が、情報理工学院情報工学系に転系を希望し、系所属実施要項第4条第4項に基づき転系手続きを行う…不可

例2) 現在、工学院機械系に所属する者が、環境・社会理工学院融合理工学系に転系を希望し、系所属実施要項第4条第4項に基づき転系手続きを行う…不可

例3) 現在、物質理工学院応用化学系に所属する者が、物質理工学院材料系に転系を希望し、系所属実施要項第4条第4項に基づき転系手続きを行う…可

例4) 現在、理学院数学系に所属する者が、理学院物理学系に転系を希望し、系所属実施要項第4条第4項に基づき転系手続きを行う…可

※ 系によっては転系するために（又は転系を受け入れるために）条件を課す場合があります。それぞれの系主任に、条件の有無と条件がある場合は条件内容を確認して下さい。

理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び
環境・社会理工学院における学士課程学生の転系事務手続き

理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院において「東京工業大学系所属実施要項*」第4条第4項に基づく転系を行う場合の手続きは，以下のとおりとする。

1. 転系の時期

転系の時期は，第1クォーター初日または第3クォーター初日付けとする。

2. 転系の手続き

- 1) 転系を希望する学生は，現所属系の系主任（以下，転出元系主任という）及び転系を希望する系の系主任（以下，転出先系主任という）に申し出て事前に必要な修学上の指導を受けるものとする。必要な指導を経て，最終的に第1クォーター（第3クォーター）に転系を希望する学生は12月28日（5月31日）までに，転出元及び転出先（以下「双方」という。）の系主任に転系の意志を申し出る。
- 2) 双方の系主任は，1月31日（6月30日）までに転系の許可／不許可を決定する。ただし，転系に必要な要件を当該クォーター末において満足する見込みの場合には，「条件付き許可」とする。
- 3) 転系の許可を得た学生は，転出元系主任を経て転系希望願を2月1日（7月1日）までに教務課に提出する。教務課は，関係部局の事務を通じて関係学院に審議依頼を行う。「条件付き許可」の場合には，転系希望願に必要な条件について付記する。
- 4) 学院長は，2月（7月）の学院の教授会までに転出元系主任，転出先系主任，その他関係教員の意見を勘案して転系の許可／不許可を決定する。学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院長で協議の上，それぞれの学院の教授会までに決定する。ただし，転出元系ならびに転出先系の定めた要件を当該クォーター末において満足する見込みの場合には，「条件付き許可」とする。
- 5) 学院長が許可と判断したものについては，2月（7月）の学院の教授会（学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院の教授会）において，「学生の転系」として審議する。ただし，「条件付き許可」の場合は，「条件付きの転系」として審議する。結果は教務課から学生に速やかに通知する。
- 6) 2月（7月）の教授会において「条件付きの転系」とされた学生については，第1クォーター開始日（第3クォーター開始日）までに必要な要件が満たされているか否かを，転出元系主任が確認し，学院長（学院を跨ぐ転系の場合は双方の学院長）及び転出先系主任へ報告する。必要な条件が満たされている場合は，正式な転系となり，そうでない場合は，転系は取り消しとなる。結果は学生に速やかに通知するとともに，4月（10月）の教授会に報告する。

以上

*令和6年10月以降「東京科学大学の学院における系所属実施要項(令和6年10月1日制定)」に読替え。